

公益財団法人下関勤労福祉振興財団

役員及び評議員の報酬等に関する規程

公益財団法人下関勤労福祉振興財団役員及び評議員の
報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人下関勤労福祉振興財団（以下「財団」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、期末手当及び勤勉手当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。次号の費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この財団は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 常勤役員の報酬等は、月額報酬と期末手当及び勤勉手当として、期末手当及び勤勉手当は毎年7月と12月に支給する。ただし、各事業年度の総額が600万円を超えない範囲内とする。

月額報酬は、別表第4の基本報酬と業務執行理事報酬の合計額を支給し、期末手当及び勤勉手当は、別表第4の基本報酬に職員と同様の支給率を乗じて支給するものとする。別表第4の適用する号給については、代表理事が理事会の決議を得て決定するものとする。

3 非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、別表第1及び別表第2に基づき報酬等を支給することができる。

4 常勤理事の退職に当たっては、退職手当として基本報酬月額に在職年数の1年につき100分の50を乗じて得た額を上限として、代表理事が理事会の決議を得て決定した額を支給するものとする。在職年数については、1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職年数が6月以上1年未満の場合には、これを1年とする。

- 5 非常勤理事、監事及び評議員の退職に当たっては、退職手当は支給しない。
- 6 評議員に対しては、定款第 13 条に定める金額の範囲内で、別表第 3 に基づき報酬等を支給することができる。
- 7 第 1 項にかかわらず、本人から報酬等の支給の辞退の申し出があった場合には、報酬等は支給しない。

(報酬等の支給日)

第 4 条 報酬等は、常勤役員については、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員及び評議員にあっては、理事会出席、評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(通勤費)

第 6 条 常勤役員には、財団の就業規則に基づき、通勤費を支給することができる。

(費用)

第 7 条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席する場合の旅費については、前項の規定にかかわらず、請求があったものとみなし、財団の旅費規則に基づき支払うものとする。

(公表)

第 8 条 財団は、この規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人下関勤労福祉振興財団の設立の登記の日から施行する。

別表第1 役員（常勤役員を除く）の報酬額
理事会等への出席1回につき謝金として1人一律 6,600円

別表第2 監事の報酬額
監査業務従事1回につき謝金として1人一律 6,600円

別表第3 評議員の報酬額
評議員会等への出席1回につき謝金として1人一律 6,600円

別表第4
常勤役員の月額報酬は、基本報酬と業務執行理事報酬の合計額とする。

基本報酬月額

号 給	金 額
1	257,900 円
2	259,800 円
3	261,600 円
4	263,400 円

業務執行理事報酬は、月額 45,000円とする。